

機船第七十五 XXX 売買契約紛議仲裁判断書

事件番号 TOMAC-2007004

当事者

申立人 ●●●
住所 ●●●
代表者 ●●●
住所 106-0032 東京都港区六本木一丁目 6 番 3 号
泉ガーデンウイング 5 階
マリタックス法律事務所
代理人弁護士 松井 孝之
復代理人弁護士 黒澤 謙一郎

被申立人 ●●●
住所 ●●●
代表者 ●●●
住所 ●●●
代理人弁護士 ●●●

上記当事者間における 2006 年 8 月 9 日付売買契約 (Memorandum of Agreement) に関する紛議につき、社団法人日本海運集会所海事仲裁規則により選任された下名仲裁人は、審議の結果次のとおり判断する。

主文

1. 被申立人は、申立人に対し金 224,955 アメリカ合衆国ドル、及びこれに対する仲裁判断の日から支払済みまで年 6 分の割合による金員を支払え。
2. 申立人のその余の請求を棄却する。
3. 仲裁費用は金 1,380,000 円とし、申立人は金 920,000 円 (消費税非課税) を、被申立人は金 460,000 円 (消費税別途) を各々負担せよ。
但し、被申立人は申立人の負担に帰すべき金 920,000 円と申立人が既に納付している金 740,000 円との差額金 180,000 円を申立人に替わって立替え払いしているものと看做し、第 1 項の金額 224,955 アメリカ合衆国ドルから 1,630 アメリカ合衆国ドル (金 180,000 円を仲裁申立て受理日 2007 年 11 月 20 日の為替換算率、1:110.42 (TTM) によりドル換算) を差し引くものとする。

理由

一. 事実の要領

1. 本件契約締結に至る経緯並びに締結後の事情

両当事者間に争いのない事実、及び、提出された証拠並びに有限会社ブローカーY（以下、ブローカーY という）の取締役Z（以下、Z 証人という）に対する証人尋問において明らかになった事実に基づくと、機船第七十五 XXX（以下、本船という）について、甲第1号証の2006年8月9日付船舶売買契約書（以下、海外売船契約又は海外売船契約書という）が締結された経緯及び同契約締結後の事情は次のとおりと認められる。

- 1) 船舶売買の仲介を業とするブローカーYは、2006年6月頃、申立人が漁獲物運搬用の貨物船を50万アメリカ合衆国ドル（以下、単にドルという）程度で物色中であり、また、被申立人が本船の売却処分を検討しているとの情報を得て、申立人と被申立人との間で本船の売買取引を成立させるべく奔走した結果、50万ドルでの売買の合意を取りつけた。
- 2) しかし、当時の本船所有者であった被申立人は、英文での契約書の作成、英語での交渉・連絡及び輸出手続が必要になることから、自らが海外売船の当事者になることには消極的であった。そこでブローカーYと被申立人間の協議の結果、ブローカーYが被申立人より本船を4,500万円（消費税を含まず）で買い取り、ブローカーYが50万ドルで申立人に売却することとし、ブローカーY・被申立人間で乙第1号証の2006年9月6日付船舶売買契約書（以下、国内売船契約又は国内売船契約書という）が作成された。
- 3) 本来ならば国内売船契約書に基づき船舶登記簿及び船舶原簿の書き換え等所要の私的・公的手続きを採る必要があるが、国内売船後殆ど日を置かずに申立人に海外売船されるので、前記所要手続きの手間と費用を省くため、ブローカーYの発案で表向きは被申立人より申立人に直接売却されたこととし（いわゆる中間省略）、これに沿った海外売船契約書が作成・締結された。
- 4) 海外売船契約締結後ブローカーYは、被申立人の代理人の立場で申立人に本船を引き渡すための諸準備を進め、同時に船価50万ドルの入金を図ったが、申立人からは2006年9月に4回にわたり合計348,102ドルの入金があったのみでその後は被申立人乃至ブローカーYの再三の督促にも拘わらず、残金の追加送金は行なわれなかった。一方この間にブローカーYは国内売船契約上の船価4,500万円を被申立人に支払い、本船の引渡しを受けた。

5) しかし、申立人は、その後も被申立人乃至ブローカーYからの再三、再四に亘る催告にも拘らず船価残金の支払を為さず、ためにブローカーYは2007年2月に至りもはや残金の入金は望めないと判断するところとなった。かかる状況の下、ブローカーYは、同月19日被申立人の代理人として申立人に対し海外売船契約を翌20日を以って解除する旨及び既払い金348,102ドルを没収する旨通告するとともに、他への転売を試み、最終的に韓国船主に2,000万円で売却した。なお、申立人においても、海外売船契約が自己の債務不履行に基づき被申立人により解除され失効したことを認めている。

2. 海外売船契約の当事者

1) 海外売船契約書は被申立人を売主、申立人を買主として作成・締結されている。被申立人の実際の署名はブローカーYの取締役であるZ証人が行っているが、これは単なる代理人としての署名であって、このことによってブローカーY自身が売主としての契約の権利・義務に関わることにはならない。

2) 前記のとおり、ブローカーYと被申立人との間ではブローカーYが海外売船の当事者になるとの認識があり、したがって、被申立人はブローカーYより船価4,500万円を受領し本船をブローカーYに引き渡した後は、以後の海外への転売には一切関与せず、すべてブローカーYの問題であるとの了解がブローカーYと被申立人との間にあったと認められる。

3) しかし、前項のブローカーYと被申立人との間の内部事情は申立人には明らかにされておらず、かつ申立人がこの内部事情を知っていたとの証拠もない。むしろ、被申立人は、海外売船についてブローカーYを代理人に任命する旨の委任状(甲第2号証)を作成し、これを申立人に交付していたことが認められる。したがって、申立人がブローカーYは単なる代理人であり、被申立人が名実ともに売主であると認識したことは合理的であり、被申立人が申立人との関係においては海外売船契約書上の売主としての権利を有し義務を負う立場にあることは明らかである。

二. 争点とこれについての判断

1. 争点

上記のとおり、海外売船契約は解除されたので、被申立人が受領した348,102ドルについての返還請求権の存否及び範囲が本件の争点となる。

2. 当事者の主張

海外売船契約書第14条は、買主側の債務不履行によって契約が解除されたときは、

売主は前受金（advance payment、本件では5万ドル）を没収できるとともに、解除による損害が前受金の額を超えるときはその超過分も請求できる旨定めている。

この点について、申立人は、5万ドルの没収は止むを得ないが、被申立人の損害がこれを超えるものではないので、既払い金348,102ドルから5万ドルを差し引いた298,102ドルを返還するよう求めている。

一方、契約解除による売主の損害についての被申立人の主張は必ずしも一貫しているとは言えないが、最新の第五準備書面によれば、298,102ドル以上の損害が発生しているから、返還する義務はないと主張しているものと解される。

3. 判断

当仲裁廷は、被申立人の損害は次のとおりと判断する。

- 1) 海外売船契約における売主は、上記のとおり被申立人であるから、ここに被申立人の損害とは被申立人自身が被った損害であり、申立人の債務不履行が原因となってブローカーYに損害が生じたとしても、この損害は本仲裁において勘案することはできない。
- 2) 被申立人は、本船をブローカーYに4,500万円で売却し、同額を受領した。
- 3) したがって、被申立人は申立人との関係では、50万ドルから、4,500万円相当のドル金額を差し引いた額の損害を被ったこととなる。ところで、この場合に適用されるべき為替換算率は、申立人の不履行により被申立人が海外売船契約を解除した時点（2007年2月20日）におけるものとするのが相当であり、その換算率は、1:119.41（TTM）であるから、4,500万円は、376,853ドルに相当する。即ち、被申立人が被った損害の額は、50万ドルから376,853ドルを差し引いた123,147ドルとなる。
- 4) 前号算定の損害は、前受金5万ドルを超えるので、被申立人は申立人に対しその全額を請求することができる。

三. 結論

よって、被申立人は申立人に対し、売買代金中の既払い金348,102ドルから、123,147ドルを差し引いた224,955ドルを返還すべきである。

仲裁費用は金1,380,000円とし、申立人はその3分の2である金920,000円（消費税非課税）を負担し、被申立人はその3分の1である金460,000円（消費税別途）を各々負担するのが相当である。

四. 証拠

1. 申立人提出の甲第 1 乃至 6 号証
2. 被申立人提出の乙第 1 乃至 35 号証、及び、答弁書 (Response) に Annex として添付されている通信書類
3. 証人 Z の証言及び同人の平成 20 年 9 月 10 日付陳述書

五. 補足

Z 証人の証言及びその陳述書によると、ブローカー Y は中古船売買仲介の永い営業活動において、内々は一旦売主より船を買い取りながら、そのことを (海外の) 買主には明かすことなく仲介活動をし、成約すると単なる売主の代理人として (FOR AND ON BEHALF OF THE SELLERS)、売買契約書を締結し、中間省略により所有権移転登記・登録を省き、自らの責任で転売を行ってきた。

ブローカー Y においては今までこの手法はあたかも当たり前の「商慣習」として何の疑念・不安もなく採用され、かつ、この方法で首尾よく取引を完遂していたということであるが、それは幸運な偶然の結果と言わざるを得ない。なぜなら、原船主より買い取った船舶が目論見どおり海外の買主に売れるとは限らず、そうなればブローカー Y は船を抱え込んだままとなり、本件のようにやむなく安値で他へ売却せざるを得なくなる事態があり得ることは十分想定し得るからである。この場合にブローカー Y が被る転売損は本来の海外買主が契約どおり船を買い受けなかったことにより生じたものであるが、この海外買主の契約相手は原船主であり、その契約書にブローカー Y の署名があつたとしても、それが"FOR AND ON BEHALF OF THE SELLERS"である以上ブローカー Y 自らは海外買主との契約当事者たり得ず、転売損というブローカー Y 固有の損害の賠償を当該売船契約の条項に基づいて買主に請求することはできないのである。

従来のブローカー Y の仲介手法には上記のようなリスクがあることを十分に認識して今後の営業活動に当たるべきであろう。

よって、主文のとおり判断する。

判断書作成の日 2009 年 4 月 6 日
判断書作成の地 日本国東京都文京区
社団法人 日本海運集会所